

入試年度	2026年度	入試時期	II期入学試験	実施日	2026年 2月25日
課程	博士前期課程	研究科	法学研究科	専攻・コース	公法学専攻
入試方式	外国人留学生入学試験 (A区分)		試験科目	専門科目に関する論文： 行政法	

「出題の意図」および「解答」または「解答例」

【出題の意図】

大学院において行政法に関する研究をするにあたり、行政法総論（行政組織法・行政作用法・行政救済法）についての一般的な知識と基本的論点についての理解度を確認するとともに、研究者として求められる観点の提示能力があるかどうか、公共政策における行政法理論の位置づけについての考え方を問うことを目的とした。

また、本問が対象とした生活保護法の生活扶助基準をめぐる紛争は長年話題になっており、近時の最高裁判決としても注目され、その後の動向も注目されている。社会問題の解決に当たって関心を有しているかどうかについても加点要素とした。

【解答例（採点時の観点）】

問1は、行政基準に関する一般論（法規命令/行政規則の区別、設定に関する裁量の理由付けなど）と、生活保護法の規定との関係を、趣旨に即して十分に説明できるかが問われている（問題文中に規定についての指示がある）。8条1項の委任を受けた厚生労働大臣には「国の財政事情を含めた多方面にわたる複雑多様な、しかも高度な専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とする」として基準設定に裁量性を認めた最高裁判決と同一の結論に至らなくても、適切に条文指示・参照ができており、論理破綻が起きなければ問題なしとした。たとえば「告示」であることに幻惑されたり、「基準改定についての裁量」と行政処分としての変更決定の効果裁量を混同している場合などは問題となりうる。

問2は、いわゆる国家賠償訴訟（国賠1条1項）と抗告訴訟（行訴法3条）の違法性の相対性について、適切に理解できているかを問う問題である。これも最判令和7年6月27日（民集79巻4号1640頁）（注意義務構成で国賠1条の違法は否定）と同一の論理・結論でなくてもよい。たとえば、公権力発動要件欠如説で検討した場合には、法規命令が後に違法と判断された場合の行政処分の違法性についての国家賠償訴訟における処理（旧監獄法施行規則事件（最判平成3年7月9日民集45巻6号1049頁）は、違法性は肯定されたが過失がないとされた枠組みとして参考になる。

問3は、出題時時点（2026年2月）ではまだ決着がついていない問題であるが、「判決効の範囲」と「法政策論」について問うことで、本件のように公共訴訟として提起された紛

争は、判決効で解決できる範囲（原告ら）だけでなく、基準改定と旧基準でなされた同種の行政処分の見直しを迫るものであることを説明させるものである。

現在検討されている解決策には、原告らにのみ救済を与えるべきか、原告らには特別の枠組みを用意すべきか、それともすべての対象者について同一の結論での見直しをすべきか等が議論されているが、それぞれについて、法律による行政の原理の観点、平等原則や信義則の観点など、説得的な理由を付して議論がなされているかを評価した。

合否判定の方法及び基準

入学試験は法学研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、これを満たす学生を募集することを目的に実施しています。

合否判定については、本研究科のアドミッション・ポリシーを満たすことを、総合的な視点により合否を判断しております。

入試年度	2026年度	入試時期	II期入学試験	実施日	2026年 2月25日
課程	博士前期課程	研究科	法学研究科	専攻・コース	公法学専攻
入試方式	外国人留学生入学試験 (A区分)		試験科目	専門科目に関する論文： 刑法	
「出題の意図」および「解答」または「解答例」					
<p>【出題の意図】</p> <p>刑法総論および刑法各論の分野から主要な論点を問題として提示して、その論点に関する主要な判例および学説に対する理解、さらにはそれらの判例・学説の理解を踏まえた上で、論点に関する具体例の検討・処理を示すことができるかをみて、大学院における研究能力が十分なものを判定しようとするものである。</p> <p>【解答例（採点時の観点）】</p> <p>採点にあたって、問1では、中止犯成立要件の1つである任意性に関して、判例において現れた具体例に即して、主要な判例及び学説の理解・検討があるか否か、問2では、いわゆる承継的共同正犯をめぐる近時の最高裁判例を踏まえて、結合犯か否かで結論の違いがあるか否かなど、近時の判例及び学説の理解・検討があるか否か、問3では、他人の占有に係る自己の財物に関する刑法上の規定を踏まえて、主要な判例及び学説の理解・検討があるか否かといった観点を重視して評価した。</p>					
合否判定の方法及び基準					
<p>入学試験は法学研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、これを満たす学生を募集することを目的に実施しています。</p> <p>合否判定については、本研究科のアドミッション・ポリシーを満たすことを、総合的な視点により合否を判断しております。</p>					

入試年度	2026年度	入試時期	II期入学試験	実施日	2026年 2月25日
課程	博士前期課程	研究科	法学研究科	専攻・コース	公法学専攻
入試方式	外国人留学生入学試験 (A区分)		試験科目	専門科目に関する論文： 法哲学	

「出題の意図」および「解答」または「解答例」

【出題の意図】

問1は、法哲学の大部を占める現代正義論の中心テーマであるリベラリズムについて、その言葉の意味が論者によって多岐に分かれるという現状において、解答者がそれをどのように理解すべきと考えているかを問うことで、法哲学の基礎的知識があるかどうか、将来研究者としてやっていけるかどうかを確かめるためのものであって、解答は人によって相当異なる。

問2は、漠然と理解され真剣に問われていない法学用語の一例として文理解釈という言葉を取り上げ、法哲学者らしく、深く考える能力があるかどうかを確かめるためのものであって、解答は人によって相当異なる。

【解答例（採点時の観点）】

問1については、模範解答などないが、たとえば、リベラリズムという言葉は左派も右派もみずからをリベラリズムに属すると称するので、その言葉の使用はやめたほうがよいという極端な主張とその根拠を述べる個性的な答案が高く評価され、教科書に書いてあることをくり返すような解答は低く評価される。

問2についても、模範解答などないが、たとえば、文理解釈とは、自分が法文から当然出てくるとする解釈をそう呼んでいるだけであり、歴史的解釈や目的論的解釈などと同列に並べて解釈方法とするのは間違っていると主張する（またはその正反対を主張する）ような個性的な答案は高く評価される。教科書に書いてあることをそのまま書くような解答は研究者に向いていないものとして低く評価される。

両問とも、分量は解答用紙に収まる範囲で、同じ内容なら短い方が高く評価される。

合否判定の方法及び基準

入学試験は法学研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、これを満たす学生を募集することを目的に実施しています。

合否判定については、本研究科のアドミッション・ポリシーを満たすことを、総合的な視点により合否を判断しております。